

# 組織的ないじめ対応の流れ

## いじめ情報

### ア 情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「**組織**」に情報を集める  
○いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める

### イ 指導・支援体制を組む

- 「**組織**」で指導・支援体制を組む  
(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教諭、管理職などで役割を分担)

### ウ-A

### 子どもへの指導・支援を行う

- **いじめられた生徒**にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制を作る
- **いじめた生徒**には、いじめは人格を傷付ける行為であることを理解させ、自らの責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- **いじめを見ていた生徒**に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

### ウ-B

### 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

(※注):「組織」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。

なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- 常に状況把握に努める
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応